

「荒川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会」を設立しました

県は、令和7年8月に「荒川流域農村地域雨水流出抑制対策基本指針」を策定しました。この指針は、農地や農業水利施設が持つ雨水貯留機能を活用し、一級河川荒川流域における水災害リスクを低減するための方向性を示したものです。

この指針に基づき、荒川流域の農村地域における雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、12月に「荒川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会」を設立しました。

今後は、協議会で合意形成を図りながら、関係者（4市町（矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町）、14土地改良区）が一丸となって実効性のある対策を検討・推進していきます。

～田んぼが農村を守る～



荒川流域農村地域雨水流出抑制対策基本指針

「田んぼダム」と「ため池低水位管理」の取組を推進します！

○田んぼダム

⇒水田からの雨水流出を抑制し、一時的に貯留

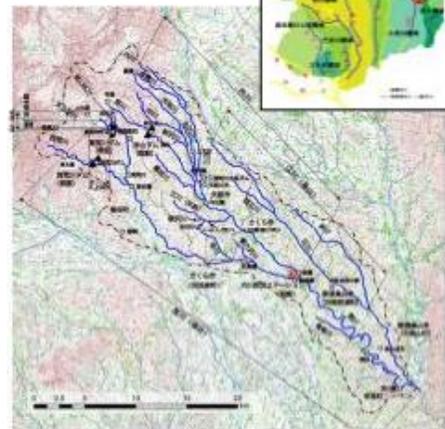
比較的に容易に実施可能

○ため池低水位管理

⇒豪雨前にあらかじめ水位を下げ、雨水を貯留

大きな効果が得やすい

荒川流域
計画策定区域



協議会設立総会及び第1回会議

令和7年12月19日（金）、荒川流域の関係者が集まり、協議会設立に関する事項、今後の推進体制及び具体的な対策について議論しました。

